

介護保険特別会計

歳入予算の概要

【介護保険特別会計】

款 1	保険料	項 1	介護保険料	目 1	第一号被保険者保険料	節 1	現年度分特別徴収保険料	細節	現年度分特別徴収保険料				
平成30年度当初予算額			2, 2 4 7, 5 6 6 千円		平成29年度当初予算額			2, 2 0 9, 2 2 3 千円		平成28年度決算額		2, 0 9 9, 4 8 1 千円	
概要	6 5 歳以上の方の年金から差し引かれる現年度分介護保険料です。保険料は、世帯の住民税課税状況や被保険者の住民税課税状況及び合計所得金額等により 1 2 段階に設定されています。								担当課	介護保険課			

款 1		保険料		項 1		介護保険料		目 1		第一号被保険者保険料		節 2		現年度分普通徴収保険料		細節		現年度分普通徴収保険料					
平成 30 年度当初予算額				1 9 8 , 0 4 0 千円				平成 29 年度当初予算額				1 9 7 , 4 4 3 千円				平成 28 年度決算額				2 0 5 , 8 6 4 千円			
概要		6 5 歳以上の方の個人で納付していただく現年度分介護保険料です。保険料は、世帯の住民税課税状況や被保険者の住民税課税状況及び合計所得金額等により 1 2 段階に設定されています。															担当課		介護保険課				

款 1		保険料		項 1		介護保険料		目 1		第一号被保険者保険料		節 3		滞納繰越分普通徴収保険料		細節		滞納繰越分普通徴収保険料					
平成 30 年度当初予算額				5, 3 4 4 千円				平成 29 年度当初予算額				6, 2 0 1 千円				平成 28 年度決算額				5, 3 4 4 千円			
概要		6 5 歳以上の方の、滞納繰越分の保険料です。															担当課		介護保険課				

平成30年度 掲載事業一覧（介護保険特別会計）

(単位：千円)

[illegible]

事業概要調書

【介護保険特別会計】

健康推進部 介護保険課

款	2	項	1	目	1	介護サービス給付費	新規・継続
事業名		介護サービス給付費負担金					
平成 30 年度当初予算 事業費総額				8, 2 2 6, 3 2 4 千円			
平成 29 年度当初予算 事業費総額				7, 8 5 7, 7 1 1 千円			
平成 29 年度補正後予算 事業費総額（12 月末現在）							
平成 28 年度決算 事業費総額				6, 7 8 7, 2 1 2 千円			
根 拠 法 令 等				介護保険法			
①事業の概要（事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等） 要介護認定者の介護サービス（居宅・施設・その他）に係る法定給付保険者負担金です。要介護認定者が利用した介護サービス給付費等の支払いに関して、埼玉県国民健康保険団体連合会からの負担金請求に基づき支出するものです。 ②他自治体の類似する政策等（他の自治体の類似する政策等との比較検討） 介護保険法第 4 1 条～第 5 0 条の 4 に基づく、介護サービス給付事業です。							

③市民参加の実施の有無とその内容

なし

④事業費及び財源等	歳入	款	款 名 称		細 節 名 称	予算額（千円）
		01	保険料		第一号被保険者保険料	2,095,874
		03	国庫支出金		介護給付費負担金	1,427,558
					現年度分調整交付金	81,329
		04	支払基金交付金		介護給付費交付金	2,221,678
		05	県支出金		介護給付費負担金	1,200,272
		07	繰入金		介護給付費繰入金	890,958
					低所得者保険料軽減繰入金	17,928
					介護給付費準備基金繰入金	290,726
	09	諸収入		第三者納付金	1	
	計					8,226,324
	歳出	節	細節	細 節 名 称		予算額（千円）
		19	01	負担金		8,226,324
計					8,226,324	

⑤その他（その他必要事項及び添付資料）
なし

事業概要調書

【介護保険特別会計】

健康推進部 介護保険課

款	2	項	2	目	1	介護予防サービス給付費	新規・継続
事業名		介護予防サービス給付費負担金					
平成 30 年度当初予算 事業費総額				3 2 0 , 8 1 8 千円			
平成 29 年度当初予算 事業費総額				3 7 1 , 8 6 0 千円			
平成 29 年度補正後予算 事業費総額（12 月末現在）							
平成 28 年度決算 事業費総額				3 4 4 , 1 8 8 千円			
根拠法令等				介護保険法			
①事業の概要（事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等） 要支援認定者の介護予防サービスに係る法定給付保険者負担金です。要支援認定者が利用した介護予防サービス給付費等の支払いに関して、埼玉県国民健康保険団体連合会からの負担金請求に基づき支出するものです。 ②他自治体の類似する政策等（他の自治体の類似する政策等との比較検討） 介護保険法第 5 3 条～第 6 0 条に基づく、介護サービス給付事業です。							

③市民参加の実施の有無とその内容

なし

④ 事業費及び財源等	歳入	款	款 名 称	細 節 名 称	予算額（千円）
		01	保険料	第一号被保険者保険料	73,829
		03	国庫支出金	介護給付費負担金	60,651
		04	支払基金交付金	介護給付費交付金	86,609
		05	県支出金	介護給付費負担金	59,645
		07	繰入金	介護給付費繰入金	40,032
		09	諸収入	介護予防サービス計画作成費	52
	計				320,818
	歳出	節	細節	細 節 名 称	予算額（千円）
		13	01	委託料	52
19		01	負担金	320,766	
計				320,818	

⑤その他（その他必要事項及び添付資料）
なし

事業概要調書

【介護保険特別会計】

健康推進部 介護保険課

款	5	項	1	目	1	介護予防・生活支援サービス事業費	新規・ 継続
事業名		介護予防・生活支援サービス事業					
平成 30 年度当初予算 事業費総額				2 5 5, 0 5 4千円			
平成 29 年度当初予算 事業費総額				2 5 7, 7 8 4千円			
平成 29 年度補正後予算 事業費総額 (12 月末現在)							
平成 28 年度決算 事業費総額				1 0 5, 9 1 5千円			
根 拠 法 令 等				介護保険法第 1 1 5 条の 4 5			
①事業の概要（事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等）							
介護保険の要介護認定で「要支援 1」「要支援 2」に認定された方及び基本チェックリストによりサービス事業対象者（生活機能の低下がみられ、要支援状態となるおそれがある高齢者）と認定された方を対象に介護事業者によるサービスのほか、住民主体の支援なども含めた訪問型サービス（掃除・洗濯などの日常生活支援）・通所型サービス（機能訓練・集いの場などの日常生活支援）を提供します。							
②他自治体の類似する政策等（他の自治体の類似する政策等との比較検討）							
介護保険法第 1 1 5 条の 4 5 第 1 項第 1 号に基づく事業です。							

③市民参加の実施の有無とその内容

訪問型・通所型サービスでは、住民主体の多様なサービスを提供していきます。

④事業費及び財源等	歳入	款	款 名 称		細 節 名 称	予算額（千円）
		01	保険料		現年度分特別徴収保険料	68,867
		03	国庫支出金		地域支援事業交付金	53,561
		04	支払基金交付金		地域支援事業支援交付金	68,864
		05	県支出金		地域支援事業交付金	31,881
		07	繰入金		地域支援事業繰入金	31,881
	計					255,054
	歳出	節	細節	細 節 名 称		予算額（千円）
		08	01	報償費		50
		11	01	消耗品費		180
			04	印刷製本費		108
		12	01	通信運搬費		16
			06	保険料		100
		19	01	負担金		252,600
			02	補助及び交付金		2,000
計					255,054	
⑤その他（その他必要事項及び添付資料）						
なし						

事業概要調書

【介護保険特別会計】

健康推進部 介護保険課

款	5	項	2	目	1	一般介護予防事業費	新規・継続
事業名		一般介護予防事業					
平成30年度当初予算 事業費総額				9,506千円			
平成29年度当初予算 事業費総額				12,907千円			
平成29年度補正後予算 事業費総額(12月末現在)							
平成28年度決算 事業費総額				8,971千円			
根拠法令等				介護保険法第115条の45			
①事業の概要(事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等)							
全ての第一号被保険者の方を対象に、介護予防事業を実施します。 高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、地域において住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、リハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指します。							
具体的には、ずっと元気！いきいき介護予防教室、歯っぴーかむかむ教室、水中ウォーキング教室、楽しくサーキットトレーニング教室、足腰トレーニング教室、自主グループ活動支援事業、認知症予防事業、口腔講座、介護予防講演会等を実施します。							
②他自治体の類似する政策等(他の自治体の類似する政策等との比較検討)							
介護保険法第115条の45第1項第2号に基づく事業です。							

③市民参加の実施の有無とその内容

自主グループ活動支援事業はボランティア団体と連携して実施しています。

④事業費及び財源等	歳入	款	款 名 称	細 節 名 称	予算額（千円）
		01	保険料	現年度分特別徴収保険料	2,562
		03	国庫支出金	地域支援事業交付金	1,997
		04	支払基金交付金	地域支援事業支援交付金	2,567
		05	県支出金	地域支援事業交付金	1,190
		07	繰入金	地域支援事業繰入金	1,190
	計				9,506
	歳出	節	細節	細 節 名 称	予算額（千円）
		08	01	報償費	680
		11	01	消耗品費	144
		12	02	手数料	170
			06	保険料	570
		13	01	委託料	7,906
14		02	会場借上料	36	
計				9,506	
⑤その他（その他必要事項及び添付資料）					
なし					

事業概要調書

【介護保険特別会計】

健康推進部 介護保険課

款	5	項	3	目	1	総合相談事業費	新規・継続
事業名		総合相談事業					
平成 30 年度当初予算 事業費総額				1 8 4 , 8 6 0 千円			
平成 29 年度当初予算 事業費総額				1 8 5 , 5 1 9 千円			
平成 29 年度補正後予算 事業費総額 (12 月末現在)							
平成 28 年度決算 事業費総額				1 7 2 , 3 9 2 千円			
根 拠 法 令 等				介護保険法第 1 1 5 条の 4 5			
①事業の概要（事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等）							
総合相談事業は地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行います。							
事業内容としては、社会福祉士・保健師・主任介護支援専門員等の専門職が相談対応及び専門的・継続的な相談支援等を行う地域包括支援センターを日常生活圏域ごと 9 地区に設置しています。事業費の主なものは、相談事業に従事する専門職を配置している地域包括支援センターの人件費及び設備費等に係る委託料です。							
②他自治体の類似する政策等（他の自治体の類似する政策等との比較検討）							
介護保険法第 1 1 5 条の 4 5 第 2 項第 1 号に基づく事業です。							

③市民参加の実施の有無とその内容

なし

④ 事業費及び財源等	歳入	款	款 名 称		細 節 名 称	予算額（千円）
		01	保険料		現年度分特別徴収保険料	42, 519
		03	国庫支出金		地域支援事業交付金	71, 171
		05	県支出金		地域支援事業交付金	35, 585
		07	繰入金		地域支援事業繰入金	35, 585
	計					184, 860
	歳出	節	細節	細 節 名 称		予算額（千円）
		08	01	報償費		50
		13	01	委託料		184, 810
		計				
⑤その他（その他必要事項及び添付資料）						
なし						

事業概要調書

【介護保険特別会計】

健康推進部 介護保険課

款	5	項	3	目	5	在宅医療・介護連携推進事業費	新規・ 継続
事業名		在宅医療・介護連携推進事業					
平成 30 年度当初予算事業費総額				12,014千円			
平成 29 年度当初予算事業費総額				798千円			
平成 29 年度補正後予算事業費総額 (12 月末現在)							
平成 28 年度決算事業費総額				484千円			
根拠法令等				介護保険法第115条の45			
①事業の概要（事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等）							
医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を進めます。							
平成 28 年度より埼玉県補助事業により入間地区医師会が開設した「在宅医療支援センター」は、平成 30 年度より市の地域支援事業で実施することになりました。県事業で実施してきた在宅医療・介護連携に関する事項の相談支援のほか、在宅医療・介護連携推進事業を推進する上で必要な8事業のうち、主に医療分野との連携に関連する部分を在宅医療支援センター業務として入間地区医師会に委託するものです。							
②他自治体の類似する政策等（他の自治体の類似する政策等との比較検討）							
介護保険法第115条の45第2項第4号に基づく事業です。							

③市民参加の実施の有無とその内容

なし

④事業費及び財源等	歳入	款	款 名 称	細 節 名 称	予算額（千円）
		01	保険料	現年度分特別徴収保険料	2,765
		03	国庫支出金	地域支援事業交付金	4,625
		05	県支出金	地域支援事業交付金	2,312
		07	繰入金	地域支援事業繰入金	2,312
	計				12,014
	歳出	節	細節	細 節 名 称	予算額（千円）
		08	01	報償費	150
		11	01	消耗品費	540
			04	印刷製本費	324
13		01	委託料	11,000	
計				12,014	
⑤その他（その他必要事項及び添付資料）					
なし					

事業概要調書

【介護保険特別会計】

健康推進部 介護保険課

款	5	項	3	目	6	生活支援体制整備事業費	新規・継続
事業名		生活支援体制整備事業					
平成30年度当初予算 事業費総額				28,430千円			
平成29年度当初予算 事業費総額				9,350千円			
平成29年度補正後予算 事業費総額（12月末現在）							
平成28年度決算 事業費総額				2,893千円			
根拠法令等				介護保険法第115条の45			
①事業の概要（事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等）							
生活支援等サービスの提供体制構築に向け、地域の支援ニーズの把握や地縁組織などの関係者間の情報共有、地域に不足しているサービスの創出やサービスの担い手の養成などのコーディネート業務を行うため、市全域を担当する第1層生活支援コーディネーター、日常生活圏域ごとに第2層生活支援コーディネーターを配置します。 また、生活支援体制整備事業を円滑に推進するため、生活支援コーディネーターや地域の関係者等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の中核となるネットワークの場として、第1層（市全域）及び第2層（各日常生活圏域）協議体を設置しています。							
②他自治体の類似する政策等（他の自治体の類似する政策等との比較検討）							
介護保険法第115条の45第2項第5号に基づく事業です。							

③市民参加の実施の有無とその内容

介護サービス事業者や民生委員、自治会役員等が参加し、定期的な情報の共有・連携強化の場として協議体を開催します。

④事業費及び財源等	歳入	款	款 名 称		細 節 名 称	予算額（千円）
		01	保険料		現年度分特別徴収保険料	6,541
		03	国庫支出金		地域支援事業交付金	10,945
		05	県支出金		地域支援事業交付金	5,472
		07	繰入金		地域支援事業繰入金	5,472
	計					28,430
	歳出	節	細節	細 節 名 称		予算額（千円）
		08	01	報償費		30
		13	01	委託料		28,400
		計				
⑤その他（その他必要事項及び添付資料）						
なし						

事業概要調書

【介護保険特別会計】

健康推進部 介護保険課

款	5	項	3	目	7	認知症総合支援事業費	新規・継続
事業名		認知症総合支援事業					
平成30年度当初予算 事業費総額			4, 3 1 6千円				
平成29年度当初予算 事業費総額			4, 3 2 3千円				
平成29年度補正後予算 事業費総額（12月末現在）							
平成28年度決算 事業費総額			3, 3 4 8千円				
根拠法令等			介護保険法第115条の45				
①事業の概要（事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等）							
認知症は、特別な病気ではなく、私たち自身や家族など、誰にでも起こりうる病気であり、今後の高齢化の進展に伴い、認知症の増加が見込まれています。認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるように本事業を進めております。 主な事業内容としては、介護保険課内に「認知症初期集中支援チーム」を設置し、保健・医療・福祉のさまざまな分野の専門職が、初期の段階で認知症の人やその家族に対して個別訪問を行い適切な支援を行っています。また、各日常生活圏域に「認知症地域支援推進員」を配置し、認知症の状態に応じ、必要な医療・介護及び生活支援を行う関係者が連携したネットワークを形成し、認知症の方への効果的な支援体制を構築し、「オレンジカフェ（認知症カフェ）」の開設支援や認知症サポーター養成講座の開催などを行います。							
②他自治体の類似する政策等（他の自治体の類似する政策等との比較検討）							
介護保険法第115条の45第2項第6号に基づく事業です。							

③市民参加の実施の有無とその内容

認知症の方及びその家族、地域住民、専門家などが集い、認知症について意見交換ができる場として「オレンジカフェ（認知症カフェ）」を開催しています。

④事業費及び財源等	歳入	款	款 名 称	細 節 名 称	予算額（千円）
		01	保険料	現年度分特別徴収保険料	995
		03	国庫支出金	地域支援事業交付金	1,661
		05	県支出金	地域支援事業交付金	830
		07	繰入金	地域支援事業繰入金	830
	計				4,316
	歳出	節	細節	細 節 名 称	予算額（千円）
		08	01	報償費	722
		11	01	消耗品費	108
			04	印刷製本費	216
		13	01	委託料	3,240
		19	01	負担金	30
計				4,316	
⑤その他（その他必要事項及び添付資料）					
なし					

事業概要調書

【介護保険特別会計】

健康推進部 介護保険課

款	5	項	3	目	8	地域ケア会議推進事業費	新規・継続
事業名		地域ケア会議推進事業					
平成30年度当初予算 事業費総額			1,080千円				
平成29年度当初予算 事業費総額			0千円				
平成29年度補正後予算 事業費総額(12月末現在)							
平成28年度決算 事業費総額			0千円				
根拠法令等			介護保険法第115条の48				
①事業の概要(事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等)							
平成27年度介護保険制度改正により、地域支援事業の包括的支援事業の中に、地域ケア会議の充実を推進することが追加されました。 地域ケア会議は、多職種の専門職の協働の下で、高齢者個人に対する支援の充実と、高齢者を支える社会基盤の整備を同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた会議です。 具体的には、高齢者の自立を支援するため、「自立支援型地域ケア会議」を開催し、地域のリハビリテーション専門職、薬剤師、歯科衛生士、栄養士などの助言を踏まえ、高齢者一人ひとりの支援方法を検討します。この会議を通して、検討の対象となる高齢者に対し、状態の改善または悪化防止のために必要な支援を提供することで高齢者一人ひとりの課題解決を図ります。 平成29年度までは、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費で計上していましたが、地域包括ケアシステム実現に向けた事業を充実するため、新たに目の区分に「地域ケア会議推進事業費」を新設しました。							
②他自治体の類似する政策等(他の自治体の類似する政策等との比較検討)							
介護保険法第115条の48第1項に基づく事業です。							

③市民参加の実施の有無とその内容

なし

④事業費及び財源等	歳入	款	款名称	細節名称	予算額(千円)
		01	保険料	現年度分特別徴収保険料	251
		03	国庫支出金	地域支援事業交付金	415
		05	県支出金	地域支援事業交付金	207
		07	繰入金	地域支援事業繰入金	207
		計			1,080
	歳出	節	細節	細節名称	予算額(千円)
		08	01	報償費	420
		12	02	手数料	420
		13	01	委託料	240
		計			1,080

⑤その他（その他必要事項及び添付資料）

なし